2026年11月10日

各　位

会 社 名　　北陸電気工業株式会社
代表者名　　代表取締役社長　下坂　立正
（コード：6989、東証スタンダード）
問合せ先　　取締役　経営改革本部長　西村　裕司
（TEL. 076－467－1111）

会 社 名　　株式会社BCJ-116
代表者名　　代表取締役　杉本　勇次

株式会社BCJ-116による北陸電気工業株式会社（証券コード：6989）の
普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社BCJ-116は、本日、北陸電気工業株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は株式会社BCJ-116（公開買付者）が北陸電気工業株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）
2026年11月10日付「北陸電気工業株式会社（証券コード：6989）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年11月10日

各　位

会 社 名　　株式会社BCJ-116
代表者名　　代表取締役　杉本　勇次

北陸電気工業株式会社（証券コード：6989）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社BCJ-116（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年11月10日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している北陸電気工業株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本公開買付けの内容

（１）対象者の名称

北陸電気工業株式会社

（２）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（３）買付け等の期間

2026年11月11日（水曜日）から2026年12月23日（水曜日）まで（30営業日）

（４）買付け等の価格

普通株式１株につき金4,180円

（５）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	7,848,927（株）	5,232,600（株）	―（株）
合計	7,848,927（株）	5,232,600（株）	―（株）

（６）決済の開始日

2026年12月30日（水曜日）

（７）公開買付代理人

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目13番１号

２．本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを間接的に所有されている株式会社 BCJ-115（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者の株券等を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2026年10月21日に設立された株式会社です。

本日現在、ベインキャピタル、公開買付者及び公開買付者親会社は、対象者株式を所有しておりません。

ベインキャピタルは、全世界で約 2,250 億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては 2006 年に東京拠点を開設して以来、約 80 名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有する者を中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社ゴンチャ ジャパン、イーソル株式会社、株式会社ボードルア、株式会社ファイントゥデイホールディングス、株式会社 MCJ、株式会社 INFORICH、レジル株式会社、株式会社ヨーク・ホールディングス、株式会社日新、田辺三菱製薬株式会社（現 田辺ファーマ株式会社）、株式会社ジャムコ、株式会社レッドバロン、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング（現 株式会社 BREXA Holdings）、株式会社 T&K TOKA、株式会社エビデント（旧 オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現 株式会社プロテリアル）、株式会社 Linc'well、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現 STORES 株式会社）、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現 エンバーポイント株式会社）、株式会社 Works Human Intelligence 等、合計 48 社に対して、そしてグローバルでは 1984 年の設立以来約 400 社、追加投資を含めると約 1,450 社以上に対して投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引の一環として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026 年 11 月 10 日付で、①株式会社フェローテック（以下「フェローテック」といいます。）との間でその所有する対象者株式（1,048,800 株、所有割合（注）：13.36%、株主順位（対象者が 2026 年６月 25 日に提出した第 92 期有価証券報告書における 2026 年３月 31 日時点の株主順位をいいます。以下同じです。）：第１位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、②株式会社北國銀行（以下「北國銀行」といいます。）との間でその所有する対象者株式（158,365 株、所有割合：2.02%、株主順位：第６位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、③前田建設工業株式会社（以下「前田建設工業」といいます。）との間でその所有する対象者株式（149,000 株、所有割合：1.90%、株主順位：第７位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書を、④株式会社富山銀行（以下「富山銀行」といい、フェローテック、北國銀行及び前田建設工業と総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）との間でその所有する対象者株式（139,800 株、所有割合：1.78%、株主順位：第８位）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する対象者株式合計 1,495,965 株（所有割合：19.06%）について、本公開買付けに応募する旨、合意しております。

（注） 「所有割合」とは、対象者が 2026 年 11 月 10 日に公表した 2027 年３月期第２四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2026 年９月 30 日現在の発行済株式総数（8,450,099 株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（601,172 株）を控除した株式数（7,848,927 株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 5,232,600 株（所有割合：66.67%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（5,232,600 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,232,600 株、所有割合：66.67%）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（5,232,600株）は、本基準株式数に係る議決権数（78,489個）に３分の２を乗じた数（52,326個、小数点以下を切上げ）に対象者の単元株式数（100株）を乗じた数としております。これは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の手続を実施する際には、会社法第309条第２項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の３分の２以上を所有することとなるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の２営業日前までに、120億円を限度として出資を受けるとともに、株式会社北陸銀行（以下「北陸銀行」といいます。）から本決済開始日の前営業日までに、210億円を上限として融資（以下「本銀行融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、北陸銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

３．本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「２．本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下のいずれかの方法により、本スクイーズアウト手続を実施する予定です。

①　株式売渡請求

本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第１項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第２編第２章第４節の２の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。

株式売渡請求においては、対象者株式１株当たりの対価として、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全てを取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式の対価として、各売渡株主に対し、対象者株式１株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者が2026年11月10日付で公表した「株式会社BCJ-116による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者より会社法第179条の２第１項各号に定める事項を記載した株式売渡請求の通知を受けた場合には、対象者の取締役会において、公開買付者による株式売渡請求を承認する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の８その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを

行うことができる旨が定められております。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期等により変更があり得るものの、本日時点では 2027 年２月頃を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、これに応じる予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

また、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本決済開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付けにおける買付け等の期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、対象者は合理的に必要と認めた場合には、これに応じるとのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。

本株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

また、本株式併合の併合割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が１株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。

対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の４及び第 182 条の５その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する対象者株式のうち１株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は１株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記①及び②の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様に交付される金銭の額につい

ては、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、対象者が譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象者の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して割り当てた対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）については、対象者と当該取締役との間で締結された譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）において、譲渡制限期間中に、対象者が消滅会社となる合併契約、対象者が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が対象者の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して対象者の株主総会による承認を要さない場合においては、対象者の取締役会）で承認された場合（当該承認の日を、以下「本承認日」といいます。）には、対象者取締役会の決議により、本譲渡制限付株式の払込期日を含む月から本承認日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、１を超える場合は１とみなします。）に、本承認日において当該取締役が保有する本譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の本譲渡制限付株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとされております。また、本割当契約においては、上記の場合において、譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を、対象者が当然に無償で取得するものとされております。本スクイーズアウト手続においては、株式売渡請求又は本株式併合は本割当契約に定める組織再編等に該当するものとして、株式売渡請求に関する事項が対象者取締役会で承認された場合又は本株式併合に係る議案が対象者の株主総会で承認された場合には、本割当契約の規定に従い、その効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については株式売渡請求又は本株式併合の対象とし、譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償で取得する予定とのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

４．上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

その他、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2026 年 11 月 11 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以　上